

(エレベーター製造者・保守点検業者関係団体 へ)

国土交通省住宅局建築指導課長

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の改正について

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

今般、「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 283 号。以下「第 283 号告示」という。）」の一部改正について、平成 28 年 11 月 1 日に公布、平成 29 年 4 月 1 日に施行することとしました。

これらに関して、別添のとおり都道府県建築主務部長宛て通知しましたので、お知らせいたします。

貴職におかれましては、その旨を会員及び会員に属する昇降機等検査員に周知することと併せて、確実な施行に向け下記の対応をしていただきますよう、エレベーターを製造する（エレベーターの一部を製造する場合を含む。）会員に周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 接触器、継電器及び運転制御用基板について（別表第一 一 機械室（六）等）
電動機主回路用接触器の主接点及びブレーキ用接触器の接点の不具合に対して、フェールセーフ設計となっていることの確認を確実にを行うため、フェールセーフ設計の有無及び交換基準について、製造者から所有者等に対して必要な情報を提供又は公表すること。
2. プランジャーストロークについて（別表第一 一 機械室（十四）等）
プランジャーストロークを測定しなければならないブレーキを確実に検査する

ため、別添第2の3に該当するエレベーターの情報及びその検査方法について、製造者から所有者等に対して必要な情報を提供又は公表すること。

3. エスカレーター駆動鎖について（別表第五 一 機械室（十））

駆動鎖の張りの状況及び駆動鎖の伸びの状況の測定を確実にを行うため、その検査方法について、製造者から所有者等に対して必要な情報を提供又は公表すること。

また、駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれの測定を確実に実施するため、その検査方法について、製造者から所有者等に対して必要な情報を提供又は公表すること。

なお、芯ずれ測定の対象外のものがあれば、その旨、製造者から所有者等に対して提供又は公表すること。

4. その他第283号告示を確実に実施するために必要な情報について

上記項目に関わらず、第283号告示に定める定期検査を実施するために必要な情報で、昇降機等検査員が検査を行うために製造者が必要と認める情報は、製造者から所有者等に対して提供又は公表すること。